

墓地を改葬及び廃止する場合の手続き

遺骨などを移す改葬先はどこですか？

現在、墓地でない場所

町外の場所又は
町内の共同墓地

町内の墓地

墓地の新設手続き後、
「工事完了届」を
町民課戸籍住民係へ提出

改葬先の墓地等の管理者の受入証明書、
または使用許可証を用意

墓地の所在地を確認し
町民課戸籍住民係へ

〔改葬許可申請書の提出〕

町民課戸籍住民係に、改葬許可申請書及び下記の添付書類を提出

- ①改葬先の墓地等の管理者の受入証明書、または使用許可証の写し
- ②戸籍謄本（本籍が隠岐の島町以外の方のみ）
 - ・改葬される方の死亡年月日がわかるもの
 - ・改葬される方と申請者との続柄がわかるもの
- ③戸籍の附票または住民票の除票（本籍および住所が隠岐の島町以外の方のみ）
 - ・改葬される方の死亡時の住所がわかるもの
- ④申請者が墓地使用者でない場合、墓地使用者の改葬の承諾書

※墓地の番地が不明の場合は地図等に目印をつけて添付してください。

【窓口・宛先】

〒685-8585
島根県隠岐郡隠岐の島町
下西 78 番地 2
隠岐の島町役場
町民課戸籍住民係

TEL:08512-2-8560

納 骨

（遺骨等を新しい墓地に移す）

「墓地改葬許可証」
発行（郵送可）



廃止手続き

〔墓地等廃止申請書の提出〕

町民課戸籍住民係に墓地廃止許可申請書を提出
（改葬申請書と同時に提出可）

「墓地廃止許可証」
発行（郵送可）

- ①「工事完了届」を
町民課戸籍住民係へ提出
- ②「土地地目変更登記」手続き（法務局）

墓石を撤去し、更地にする
※墓石を倒して置いたままにすることは
ご遠慮ください。

【 注 意 事 項 】

- ・手続きをおこなう際は、トラブルを避けるため、必ず親族間で協議を行ったうえで申請してください。
- ・各種申請は、支所・出張所でも受付できます。（郵送での申請受付は本庁のみ）
- ・郵送で申請する場合は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）の写しを同封してください。